

富山県内各市町村の子育て支援情報

■不妊治療に係る助成制度一覧



URLをクリックすると関連ホームページにつながります。

市町村	区分	内容	URL	お問合せ先	お問合せTEL
富山市	特定不妊治療費助成 (男性不妊治療費助成含む)	令和4年4月からの保険適用の円滑な移行に向けて、国の方針に準じた経過措置としての助成を実施。 経過措置の対象となるのは、令和3年度に治療を開始し、令和4年度に治療が終了した1回分の治療。対象者や助成金額等は現行制度に準じる（以下の通り）。 ① 特定不妊治療費：法律婚および事実婚の夫婦が対象。所得制限なし。1子ごとに1回の治療につき30万円（一部治療は10万円）を上限に助成。助成回数は、妻の治療開始年齢が40歳未満の場合は1子ごとに通算6回まで。通算7回目以降は年3回まで。治療開始年齢が40～42歳の場合は、1子ごとに通算3回まで助成。 ② 男性不妊治療：市の指定医療機関で夫が不妊治療を受けた場合、1回の治療につき30万円を上限に助成。 また、保険適用での治療を通算6回終了された方に対し、通算7～9回目の助成あり（詳細は今後決定）。	https://www.city.toyama.toyama.jp/kodomokateibu/kodomokenko/funinchiryohijosei.html	こども健康課	076-443-2248
	不育症治療費助成	法律婚および事実婚の夫婦が対象。不育症検査やヘパリン治療(保険適用)等の不育症治療に係る治療費を助成。所得制限・通算回数制限・年齢制限なし。1回につき助成金上限30万円。	https://www.city.toyama.toyama.jp/kodomokateibu/kodomokenko/fuikusyochiryohijosei_2.html	こども健康課	076-443-2248
	不妊検査費助成	不妊検査を開始した日において、婚姻から3年以内の夫婦で、夫婦ともに不妊検査を受けており、妻の年齢が43歳未満の夫婦が対象。1組の夫婦につき、2万円を上限に助成。	https://www.city.toyama.toyama.jp/kodomokateibu/kodomokenko/funinkensahijosei.html	こども健康課	076-443-2248
高岡市	特定不妊治療費助成	県の指定医療機関で特定不妊治療(体外受精または・顕微授精)を実施した場合、1回の治療につき7万5千円までを助成します。(助成回数制限あり) ※富山県の助成を受けている場合や医療保険給付金を受けている場合は、対象となる費用からそれらの金額を差し引いた額になります。	https://www.city.takaoka.toyama.jp/jido/kenko/iryo/jose/funin.html	子ども・子育て課	0766-20-1381
	男性不妊治療費助成	特定不妊治療の一環として、男性不妊治療を受けた場合、県の助成金を控除した額に対し、7万5千円を上限として助成。	https://www.city.takaoka.toyama.jp/jido/kenko/iryo/jose/funin.html	子ども・子育て課	0766-20-1381
	不育症治療費助成	不育症の保険適用の検査、治療費(ヘパリンを主とする治療)に対して、一年度につき30万円を限度に助成。	https://www.city.takaoka.toyama.jp/jido/kenko/iryo/jose/huikusvo.html	子ども・子育て課	0766-20-1381
射水市	不妊治療費助成	体外受精、顕微授精等の不妊治療費を助成。詳細は市のホームページをご覧ください。	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=6314	保健センター	0766-52-7070
	不育症治療費助成	不育症の診断に係る保険適用の検査、ヘパリンを主とした保険適用の治療1回の治療につき30万円まで(1回の治療:不育症の診断のための検査から、妊娠を経て治療に至る過程であって医師が認めるもの)	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuidedtl.aspx?servno=22966	保健センター	0766-52-7070
魚津市	特定不妊治療費助成	県の指定医療機関で体外受精・顕微授精の治療を受けた夫婦に対し、限度額30万円/年。ただし、1回の限度額20万円。 年齢制限 治療の開始時に妻43歳未満。保険適用により内容に変更があるようですが内容は未定です。	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=2912	健康センター 母子保健係	0765-24-3999
	男性不妊治療費助成	特定不妊治療の一環として男性不妊治療(精子回収手術)を受けた夫婦に対し、限度額15万円/年 保険適用により内容に変更があるようですが内容は未定です。	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=10317	健康センター 母子保健係	0765-24-3999
	不育治療費助成	不育症の検査や治療を受けた夫婦に対し、限度額30万円/年。保険適用により内容に変更があるようですが内容は未定です。	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=9119	健康センター 母子保健係	0765-24-3999
氷見市	不妊治療費助成	不妊治療が保険適用となることに伴い、制度改正を行っています。内容が決定次第、情報更新します。		健康課	0766-74-8062
	男性不妊治療費助成	不妊治療が保険適用となることに伴い、制度改正を行っています。内容が決定次第、情報更新します。		健康課	0766-74-8062
	不育症治療費助成	不妊治療が保険適用となることに伴い、制度改正を行っています。内容が決定次第、情報更新します。		健康課	0766-74-8062
	一般不妊治療費助成	不妊治療が保険適用となることに伴い、制度改正を行っています。内容が決定次第、情報更新します。		健康課	0766-74-8062
滑川市	不妊治療費助成	体外受精及び顕微授精にかかった費用を1夫婦(年齢制限:妻43歳未満)1回10万円上限、年3回まで。	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/27/3/2/697.html	市民健康センター	076-475-8011
	男性不妊治療費助成	不妊治療の一環として行う精子回収術にかかった費用を1夫婦10万円まで。	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/27/3/2/697.html	市民健康センター	076-475-8011
	不育症治療費助成	不育症治療にかかった費用を1夫婦年度あたり30万円まで。	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/27/3/3/965.html	市民健康センター	076-475-8011
黒部市	不妊治療費助成	県の指定医療機関で体外受精・顕微授精の治療を受けた場合、1夫婦年間30万円まで。	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=374	健康増進課	0765-54-2411
	男性不妊治療費助成	不妊治療の一環として行う精子回収術にかかった費用を1夫婦年間15万円まで。	http://www.city.kurobe.toyama.jp/attach/EDIT/010/010354.pdf	健康増進課	0765-54-2411
	不育症治療費助成	不育検査及び治療費に要した費用について、年額15万円を限度に助成。	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=8398	健康増進課	0765-54-2411
砺波市	不妊治療費助成	県の指定医療機関で体外受精・顕微授精の治療を受け、県の不妊治療費助成の決定を受けた場合。(上限15万円/回)※治療開始日が令和4年3月31日以前で令和5年3月31日までの間に終了した治療で保険適応外の治療に対して1回助成。	http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1393556423.html	砺波市健康センター	0763-32-7062
	男性不妊治療費助成	特定不妊治療の一環として精巣又は精巣上体から採取するための手術を受け、県の男性不妊治療費助成の決定を受けた場合。(上限15万円/回)※治療開始日が令和4年3月31日以前で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した治療で保険適応外の治療に対して1回助成。	http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1393556423.html	砺波市健康センター	0763-32-7062
	不育症治療費助成	不育症検査やヘパリン治療(保険適用)等の不育症治療に係る治療費を助成。(上限30万円/回)	http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1507251705.html	砺波市健康センター	0763-32-7062



■不妊治療に係る助成制度一覧

URLをクリックすると関連ホームページにつながります。

市町村	区分	内容	URL	お問合せ先	お問合せTEL
小矢部市	不妊治療費助成	不妊治療にかかった費用を1夫婦1年度30万円まで。 (男性不妊症治療費含む)	http://www.city.ovabe.toyama.jp/kosodate/teate/funin/1459303336296.html	健康福祉課	0766-67-8606
	不育症治療費助成	不育症治療にかかった費用を1夫婦1年度30万円まで。	http://www.city.ovabe.toyama.jp/kosodate/teate/funin/1459303352187.html	健康福祉課	0766-67-8606
南砺市	不育症治療費助成	検査費及びへパリンを主とした治療費のうち、保険給付の対象となるものに1夫婦1回の治療あたり30万円まで。	http://sukoyakahiroba-nanto.city.toyama.jp	保健センター	0763-52-1767
舟橋村	不妊治療費助成	県の指定医療機関で治療を受けた場合、不妊治療にかかった費用を助成(助成金額は未定)	http://www.vill.funahashi.toyama.jp/living_guide_new/03_6.html	生活環境課	076-464-1121
	不育症治療費助成	県の指定医療機関で治療を受けた場合、不育症治療にかかった費用を1夫婦あたり30万円まで助成	http://www.vill.funahashi.toyama.jp/living_guide_new/03_6.html	生活環境課	076-464-1121
	男性不妊治療費助成	県の指定医療機関で治療を受けた場合、不妊治療の一環として行う精子回収術にかかった費用を助成(助成金額は未定)	http://www.vill.funahashi.toyama.jp/living_guide_new/03_6.html	生活環境課	076-464-1121
上市町	不妊治療費助成	1夫婦年間20万円を限度に3年間助成。	http://www.town.kamiichi.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=402	福祉課保健班	076-473-9355 (直通)
	不育症治療費助成	不育症治療にかかった治療費を1夫婦1年度あたり30万円まで助成	https://www.town.kamiichi.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=3045	福祉課保健班	076-473-9355 (直通)
立山町	不妊治療費助成	県の指定医療機関で治療を受けた場合、不妊治療にかかった費用を1夫婦あたり1回15万円まで助成、年3回まで。	https://www.town.tatevama.toyama.jp/soshikikarasagasu/kenkofukushika/hokencenter/2/2/936.html	立山町保健センター	076-463-0618
	男性不妊治療費助成	指定医療機関又は指定医療機関から紹介等を受けた医療機関で治療を受けた場合、特定不妊治療の一環として行う精子回収術にかかる治療費を、1回につき15万円まで助成。	https://www.town.tatevama.toyama.jp/soshikikarasagasu/kenkofukushika/hokencenter/2/2/936.html	立山町保健センター	076-463-0618
	不育症治療費助成	不育症治療にかかった費用を1夫婦年度あたり30万円まで助成。		立山町保健センター	076-463-0618
入善町	不妊治療費助成	不妊治療にかかる自己負担の9割を助成。※年齢、回数制限、限度額なし。特定不妊治療のほか検査費用、一般不妊治療も助成	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/kosodate/mokuteki/6/4/2344.html	元気わくわく健康課	0765-72-0343
	男性不妊治療費助成	不妊治療にかかる自己負担の9割を助成。※限度額なし	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/kosodate/mokuteki/6/4/2344.html	元気わくわく健康課	0765-72-0343
	不育症治療費助成	県の助成額を控除した検査及び治療費の9割を助成。※限度額なし	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/kosodate/mokuteki/6/4/2343.html	元気わくわく健康課	0765-72-0343
朝日町	不妊治療費助成	<年度をまたぐ治療について> ①妻が43歳未満の場合:県の不妊治療費助成成分を控除した額に対し全額助成、年3回 ②妻が43歳以上の場合:1回15万円を上限として助成、年3回 *令和4年4月1日から開始する治療への助成内容は町ホームページにてご確認ください。	掲載予定	保健センター	0765-83-3309
	男性不妊治療費助成	<年度をまたぐ治療について> 県の不妊治療費助成成分を控除した額に対し全額助成 *令和4年4月1日から開始する治療への助成内容は町ホームページにてご確認ください。	掲載予定	保健センター	0765-83-3309
	不育症治療費助成	検査及び治療費を全額助成	http://www.town.asahi.toyama.jp/soshiki/hoken/1457512440603.html	保健センター	0765-83-3309